失踪宣告

平成２８年（家）第８２４号
本籍岩手県岩手郡雫石町千刈田15番地２、最後の住所岩手県岩手郡雫石町千刈田15番地２
不在者　田屋良二三
昭和30年４月３日生
平成29年７月15日失踪宣告審判確定
盛岡家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第１６６３号
本籍岩手県盛岡市高松４丁目82番地13、最後の住所埼玉県川口市芝新町12番３号　ホンダマンション202号
不在者　北田　陽子
昭和２年５月８日生
平成29年７月15日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第８５１２号
本籍不明、最後の住所東京都新宿区原町１丁目67番地
不在者　玉江文太郎
生年月日不明
平成29年７月19日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第１０号
本籍兵庫県神戸市東灘区田中町３丁目307番地、最後の住所神戸市東灘区田中町３丁目307番地
不在者　白川　浩治
大正15年２月19日生
平成29年７月12日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２９年（家）第１３１３号
本籍東京都八王子市長房町719番地、住所大阪府大阪市西成区萩之茶屋１－５－14メゾンドヴューコスモ426号
申立人（失踪者）　竹原　誠
昭和11年６月16日生
平成29年７月13日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利（但し抵当権者、阿哲郡上市村大字井村128番邸、忠田民次郎を除く）について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

平成２９年（へ）第１号
岡山県新見市草間13936番地
申立人　田井　桂子
権利の届出の終期　平成29年７月14日
平成29年７月18日　新見簡易裁判所
（別紙）　目　録
不動産の表示
⑴新見市上市字弐反田308番７
畑　171平方メートル
登記した権利の内容
抵当権設定
岡山地方法務局高梁支局明治29年６月５日登記
原因　明治29年６月１日付書入証書
債権額　金121円
債務者　阿哲郡上市村大字井村80番邸
若林榮三郎
抵当権者　阿哲郡上市村大字井村128番邸
忠田民次郎外22名
債主連名書第25号
弁済期　明治29年10月より同40年４月迄、毎年４月15日、10月15日の両度、一度に付金５円50銭宛割払の定め
⑵新見市上市字弐反田308番15
雑種地　58平方メートル
登記した権利の内容は⑴の記載と同じ

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利（但し抵当権者、阿哲郡上市村大字井村128番邸、新見市井村128番邸、忠田民次郎を除く）について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

平成２９年（へ）第１号
広島市西区古江上１丁目175番地２（507号）
申立人　渡邉　敏
権利の届出の終期　平成29年７月14日
平成29年７月18日　新見簡易裁判所
（別紙）　目　録
不動産の表示
⑴新見市上市字弐反田308番１
宅地　743.86平方メートル
登記した権利の内容
抵当権設定
岡山地方法務局高梁支局明治29年６月５日登記
原因　明治29年６月１日付書入証書
債権額　金121円
債務者　阿哲郡上市村大字井村80番邸
若林榮三郎
抵当権者　阿哲郡上市村大字井村128番邸
忠田民次郎外22名
債主連名書第25号
弁済期　明治29年10月より同40年４月迄、毎年４月15日、10月15日の両度、一度に付金５円50銭宛割払の定め
⑵新見市上市字弐反田308番２
用悪水路　21平方メートル
登記した権利の内容
抵当権設定
岡山地方法務局高梁支局明治29年６月５日登記
原因　明治29年６月１日付書入証書
債権額　金121円
債務者　新見市井村80番邸
若林榮三郎
抵当権者　新見市井村128番邸
忠田民次郎外22名
債主連名書第25号
弁済期　明治29年10月より同40年４月迄、毎年４月15日、10月15日の両度、一度に付金５円50銭宛割払の定め
⑶新見市上市字弐反田308番９
田　104平方メートル
登記した権利の内容は⑵の記載と同じ
⑷新見市上市字弐反田308番15
雑種地　58平方メートル
登記した権利の内容は⑴の記載と同じ

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利（但し抵当権者、阿哲郡上市村大字井村128番邸、忠田民次郎を除く）について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

平成２９年（へ）第１号
静岡市清水区草薙３丁目９番９号
申立人　堀場　斉
権利の届出の終期　平成29年７月14日
平成29年７月18日　新見簡易裁判所
（別紙）　目　録
不動産の表示
⑴新見市上市字弐反田308番11
畑　277平方メートル
登記した権利の内容
抵当権設定
岡山地方法務局高梁支局明治29年６月５日登記
原因　明治29年６月１日付書入証書
債権額　金121円
債務者　阿哲郡上市村大字井村80番邸
若林榮三郎
抵当権者　阿哲郡上市村大字井村128番邸
忠田民次郎外22名
債主連名書第25号
弁済期　明治29年10月より同40年４月迄、毎年４月15日、10月15日の両度、一度に付金５円50銭宛割払の定め
⑵新見市上市字弐反田308番15
雑種地　58平方メートル
登記した権利の内容は⑴の記載と同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第８４２号
千葉市中央区松波１丁目18番13号、商業登記簿上の本店所在地千葉県佐倉市下志津原40番地２
債務者　有限会社ハウスコム
代表者取締役　赤木　千佳
１　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉村　類
４　破産債権の届出期間　平成29年８月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月27日午前10時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３８４号
千葉県柏市末広町９番２号
債務者　株式会社Ｓａｒｒｙｓ　Ｄｉｎｉｎｇ
代表者代表取締役　浅利　宏一
１　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大石　智之
４　破産債権の届出期間　平成29年８月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月23日午前11時10分
千葉地方裁判所松戸支部民事部